

NOMA行政管理講座開催(ご案内)

事例演習で学ぶ！ 固定資産税(償却資産)担当者の必須講座！
固定資産税(償却資産)の課税と調査実務
～実地調査前に知っておきたい基礎から学ぶ法人税減価償却制度のポイントと
固定資産税(償却資産)の課税客体・評価・課税から実地調査まで～
<平成30年5月28日(月)・29日(火)>

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本会の事業活動には、平素より格別のご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、登記制度のある土地及び家屋と異なり所有者の申告に拠る償却資産については課税客体の補足が十分なされていないという問題があります。

昨年発行された出版物により家屋と償却資産の区分について指摘されています。「公平・中立」であるべき租税制度における償却資産把握の体制が市町村によって異なっており、課税の公平性を懸念する声もあります。また、不申告者への適法な対応がなされていないことがあるのではないかとこの疑念も持たれかねません。

そこで本講座は、新任担当者の皆様に家屋と償却資産の区分について実際に見積書によって拾い出しをいたします。また、評価と課税を適正かつ公正に行うため、法人税減価償却制度、簿記会計の基礎知識、固定資産税(償却資産の仕組み)、課税漏れおよび償却資産の「把握・補足」、実地調査のポイント等を実務に即しながらわかりやすく解説いたします。

時節柄公務が多忙の折とは存じますが、この機会に関係者多数のご参加をお勧め申し上げます。

敬 具

**本講座の
ポイント**

- 法人税減価償却制度について解説します
- 減価償却の判断基準の通達・耐用年数通達を示しながら解説します
- 太陽光発電設備の取扱いについて解説します
- 税会計上の減価償却資産との取扱いの相違について解説します
- 固定資産税(償却資産と家屋・土地との区分について)解説します
- 固定資産税(償却資産)の帳簿調査について解説します
- 不申告者への対応について解説します

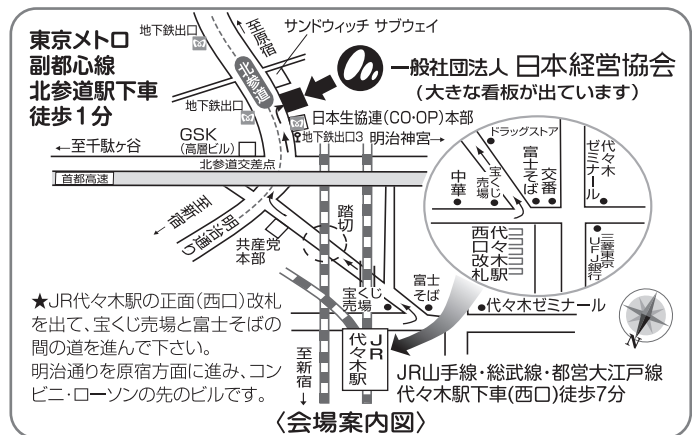
記

日 時：平成30年5月28日(月) 13:00～17:00
5月29日(火) 9:30～16:30

講 師：税理士 小川 正己氏

会 場：NOMA ホール(日本経営協会内専用教室)
(東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8)

受講料：会員(1名) 29,000円 } 31,320円
(参加料) 消費税 2,320円 }
一般(1名) 32,000円 } 34,560円
消費税 2,560円 }



申込方法：①FAXまたは郵送申込…裏面申込書に必要事項をご記入の上、下記へお送り下さい。

②Web申込…本会ホームページ上の「セミナーお申込ボタン」を押し、必要事項をご入力下さい。

- ・受付次第、参加券および請求書をご連絡担当者宛にお送りいたします。
- ・開催3営業日前までに参加券が届かない場合は、お手数ですがご連絡下さい。
- ・お申込みは開催日の3営業日前までをお願いいたします。
- ・本講座は、定員になり次第締め切らせていただきます。

入金方法：参加料は、請求書にもとづき銀行振込にてお納め下さい。領収書は「振込金受領書」をもってかえさせていただきますのでご了承下さい。

キャンセル：お申し込み後、キャンセルされる場合は必ず事前(3営業日前まで)にご連絡下さい。

開催日の3営業日前～前日のキャンセルは受講料の30%、開催当日のキャンセルは100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日までに連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承下さい。

その他：参加者が少数の場合、天災の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。

お申込み
お問合せ先



一般社団法人 日本経営協会

(お電話でのお問合せは月曜日～金曜日の9:15～17:15にお願いします)

東京本部 公務研修グループ

〒151-8538 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8

TEL(03)3403-1891(直) FAX(03)3403-1130

URL <http://www.noma.or.jp>

▶プログラム◀

- I 法人税減価償却制度の基本**
- 1 減価償却資産の範囲
 - (1) 償却対象資産
 - (2) 非減価償却資産
 - 2 少額減価償却資産
 - (1) 少額減価償却資産の取扱い
 - (2) 一括償却資産
 - 3 減価償却の計算要素
 - (1) 取得価額(付随費用の取扱い・基本通達紹介)
 - (2) 耐用年数
 - ① 法定耐用年数・耐用年数通達紹介
 - ② 中古資産の耐用年数(簡便法による計算方法)
 - (3) 残存価額
 - 4 減価償却の方法
 - (1) 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産の償却方法
 - (2) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産の償却方法
 - (3) 平成24年4月1日以後に取得した減価償却資産の償却方法
 - (4) 事例計算
 - 5 償却限度額とは
 - 6 資本的支出と修繕費
 - 7 所得税の法人税と異なった取扱い
 - 8 別表4とは
- II 太陽光発電設備の取扱い**
- 1 太陽光発電装置の耐用年数
 - 2 全量売電の場合の事業所得の判定
 - 3 余剰売電の場合の事業区分
 - (1) 自宅に設置した太陽光発電設備による余剰電力の売却収入
 - (2) 自宅兼店舗に設置した太陽光発電設備による余剰電力の売却収入
 - (3) 賃貸アパートに設置した太陽光発電設備による余剰電力の売却収入
 - (4) その他
- III 初級簿記**
- 1 簿記の基礎知識
 - 2 仕訳帳
 - 3 勘定科目の名前と内容

- I 固定資産税(償却資産)の概要**
- 1 固定資産税としての償却資産
 - 2 税務会計上の減価償却資産の取扱いとの相違
- II 課税客体**
- 1 家屋とは
 - 2 償却資産の課税客体
 - 3 家屋と償却資産の区分
 - 4 土地と償却資産の区分
- III 課税客体の事例演習**
- IV 見積書からの拾い出し(5,000㎡程度の事務所ビル)**
- V 償却資産の課税の仕組み**
- 1 課税要件
 - 2 償却資産の申告
- VI 償却資産の評価**
- 1 評価の基本
 - 2 評価の三要素
 - 3 評価額の最低限度
- VII 実地調査**
- 1 実地調査について
 - (1) 実地調査計画
 - (2) 調査対象家屋の選定
 - (3) 事前準備及び事前調査
 - 2 実地調査の実施
 - (1) 帳簿調査の流れ
 - (2) 実地調査の実施
 - 3 不申告者への対応
 - (1) 申告なしでも課税できますか?
 - (2) 課税ができる条件はありますか?
 - (3) 推計課税についての注意事項

講師紹介

税理士 小川 正己 氏
2005年3月 東京都を退職
同年7月 小川正己税理士事務所を開設

講師からのメッセージ

よくいわれることは「税法は、毎年改正があり習得するのが大変ですね」とよく言われます。そんな時「基礎ができていれば難しくありません」と答えています。減価償却制度の本質さえ理解できていれば、毎年、微調整すれば十分です。各自治体の皆様にとって固定資産税(償却資産)は隠れた財源であり、近時、注目されている税目の一つです。そこで、帳簿調査に不可欠な法人税減価償却制度の基本を事例で学び、固定資産税(償却資産)の実地調査実務がより十分にできるようになる本講座を開催いたします。

講座申込み：FAX (03) 3403-1130

60010308 『固定資産税(償却資産)の課税と調査実務』参加申込書

※NOMA記入

--	--	--	--	--	--	--	--

30.5/28~29

会員 一般(該当欄にレ印)

役所名		電話	()	内線	<ご連絡担当者>
		FAX	()		所属
所在地	〒				フリガナ 氏名
フリガナ 参加者氏名	-----	所属部課 役職名		経験 年数	----- 年 ヶ月
フリガナ 参加者氏名	-----	所属部課 役職名		経験 年数	----- 年 ヶ月
フリガナ 参加者氏名	-----	所属部課 役職名		経験 年数	----- 年 ヶ月

申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

①参加券・請求書の発送および参加者名簿の作成などの事務処理 ②本会主催のセミナー、展示会、通信教育などのご案内

②がご不要の場合は□にチェックしてください。—— □不要

(経験年数は、現在の部課での年数をご記入ください)